

◇新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第49号）

1 基金の設置期間の延長

介護老人福祉施設等介護基盤の整備の促進を図るため、新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（新潟県条例第50号）

1 目的

この条例は、地域再生法に規定する地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って本社機能のために使用される業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県税の不均一課税

知事は、認定事業者に対し、一定の要件を満たした場合には、事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税をすることができることとしました。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。